

TPP 協定への対応について

TPP交渉結果の概要(農業関係)

農 政 部

品 目		交 渉 結 果	
土地利用型作物	米	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(341円/kg)を維持 ◆ 米国、豪州にSBS方式の国別枠を設定(米国7万トン・豪州0.84万トン) 	
	麦	小麦	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(55円/kg)を維持 ◆ 米国、豪州、カナダに国別枠を新設(25.3万トン・SBS方式) ◆ 既存のWTO枠内のマークアップ(輸入差益)を9年目までに45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定
		大麦	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(39円/kg)を維持 ◆ TPP枠を新設(6.5万トン・SBS方式) ◆ 既存のWTO枠内のマークアップを9年目までに45%削減し、新設するTPP枠内のマークアップも同じ水準に設定
畜産	牛肉		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関税撤廃を回避し、セーフガード付きで関税を削減 38.5%(現行)→27.5%(当初)→20%(10年目)→9%(16年目以降) ◆ セーフガード 発動数量(全参加国からの年間輸入量): 59万トン(当初)→69.6万トン(10年目)→72.6万トン(16年目以降) セーフガード税率: 38.5%(現行)→30%(4年目)→20%(11年目)→18% (15年目) <p style="text-align: center;">※16年目以降毎年1%ずつ削減、4年連続発動なしで廃止</p>
	豚肉		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格(524円/kg)を維持 ◆ 従量税は関税撤廃を回避 従価税(現行4.3%):2.2%(当初)→0%(10年目以降) 従量税(現行482円/kg):125円/kg→50円/kg(10年目以降) ◆ セーフガード 輸入急増に対し、従量税を100-70円/kgに、従価税を4.0-2.2%にそれぞれ戻すセーフガードを措置
	乳製品	脱脂粉乳 バター	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 差額関税制度を維持するとともに、枠外税率(脱脂粉乳21.3%+396円/kg等、バター29.8%+985円/kg等)を維持 ◆ TPP枠を設定 脱脂粉乳とバター 合計6万トン(当初)→7万トン(6年目以降)
チーズ		<ul style="list-style-type: none"> ◆ モッツアレラ、カマンベールなどについては、現行関税を維持 ◆ プロセスチーズについては少量の国別枠、シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについては 国産使用条件付き無税枠を設定 	

品 目		交 渉 結 果
園 芸	レタス	◆現在の関税率(3%)を即時撤廃
	はくさい	◆現在の関税率(3%)を即時撤廃
	キャベツ	◆現在の関税率(3%)を即時撤廃
	ブロッコリー	◆現在の関税率(3%)を即時撤廃
	アスパラガス	◆現在の関税率(3%)を即時撤廃
	トマト	◆現在の関税率(3%)を即時撤廃
	トマト加工品	◆ トマトピューレ・ペーストについては、現在の関税率(枠内:無税、枠外:16%)を段階的に6年目に撤廃 ◆ トマトケチャップ、トマトジュース等については、現在の関税率(17%~29.8%)を段階的に6~11年目に撤廃
	きゅうり	◆現在の関税率(3%)を即時撤廃
	りんご (生果)	◆ 現在の関税率(17%)を段階的に11年目に撤廃
	りんご (果汁)	◆ 現在の関税率(「19.1%」~「34%又は23円/kgのうちの高い方」)を段階的に8~11年目に撤廃
	ぶどう	◆ 現在の関税率(3月~10月17%、11月~2月7.8%)を即時撤廃
	なし	◆ 現在の関税率(4.8%)を即時撤廃
	もも	◆ 現在の関税率(6%)を即時撤廃
さくらんぼ	◆ 現在の関税率(8.5%)を段階的に6年目に関税撤廃	
畜 産	鶏卵 (殻付き卵)	◆ 現在の関税率(17%~21.3%)を段階的に11~13年目に撤廃
	鶏肉	◆ 現在の関税率(8.5%、11.9%)を段階的に11年目に撤廃 (冷蔵丸鶏と丸鶏及び骨付きもも肉を除く冷凍鶏肉については6年目に撤廃)
【参考】	ボトルワイン	◆ 現在の関税率(15%又は125円/Lのうち低い方)を8年目に撤廃

TPP協定に係る農林業分野対応方針について

H28.2.8 長野県TPP農業分野等対策本部

1 基本的な考え方

TPP協定の影響に対する県民の不安を払拭し、園芸・米・畜産・林業等の体質強化対策や、TPP協定の効果を最大限に発揮するための対策を効果的に進めていくため、概ね10年後の目指す姿を示し、その実現に向けて具体的に取組む事項を明記した「TPP協定に係る農林業分野対応方針」を以下のとおり定めて対応することとした。

本県農林業の更なる発展に向け、国の今後の対策の活用や本県独自の取組などをきめ細かに対応し、本方針を確実に実行していく。

【方針の3つの視点】

農林業への影響の緩和

- ・ 農林業関係者の不安を払拭するためのきめ細やかな情報提供と相談対応
- ・ 経営安定や安定供給に向け、国の米や牛肉・豚肉等の品目別対策を最大限に活用

攻めの農林業を展開するための体質強化

- ・ 国際競争力を一層高めていくための生産基盤や共同利用施設等の整備
- ・ 次世代を担う農業者の育成と中山間地域の生産性向上対策の拡充
- ・ 新品種の育成・新技術開発

県産農産物等のブランド化と輸出・地消地産の促進

- ・ 県産農産物等の市場競争力の強化に向けたブランド化への取組を推進
- ・ TPP協定の効果を最大限に活用し、輸出促進を図るため、農産物と加工食品を一体とした「長寿世界—NAGANOの食」の発信と販路拡大
- ・ 地消地産の取組により、食材の生産・加工・流通の各分野において県外産を県内産に置換えることにより県産農畜産物の流通・消費を拡大

2 分野別の対応方針

【品目別対応】

	本県の目指す姿（抜粋）	主に取り組む項目（抜粋）
米	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中心的な担い手に農地が集積・集約され、水稻作付面積の半数を担う 【水稻作付5ha以上農家が担う面積の率H26:3割⇒5割以上】 ◆ 「風さやか」や「酒米」など地域毎に特色ある生産が展開 	<ul style="list-style-type: none"> 【生産対策】 ○ 低コスト生産が可能な5ha以上の経営規模層を拡大 ○ ICT活用や省力化技術の開発・普及 【流通対策】 ○ 産地間競争に打ち勝つ品質を確保できる乾燥調製貯蔵施設を整備 【販売対策】 ○ 生産者、流通業者、消費者等が参画する「風さやか推進協議会」による戦略的な販売促進
果樹	<ul style="list-style-type: none"> ◆ りんご 県産りんご品種とふじ等を組み合わせ、新しい化栽培で収益性の高いりんご生産を展開 【県産りんご品種の栽培面積を全体の3割以上に拡大】 ◆ ぶどう カバネールなどのりんご品種等による収益性の高い生産を展開 	<ul style="list-style-type: none"> 【生産対策】 ○ つがるの着色不良地帯を中心に、ツルリップ®の栽培を加速化 ○ 省力化と品質向上が両立できるりんご新しい化栽培やぶどう平行整枝短梢せん定栽培を積極的に導入 【流通対策】 ○ 集出荷施設の再編や長期安定出荷のための貯蔵施設の整備 【販売対策】 ○ 東京・大阪等でのツルリップ®、カバネール等の戦略的PRを展開
野菜	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 薬物野菜 安定した出荷量と品質が確保されマーケットの期待に的確に対応できる産地が継続 【夏レタスの全国シェア9割以上を維持】 	<ul style="list-style-type: none"> 【生産対策】 ○ 規模拡大や労働力補完に向けたレタス収穫機等の研究・開発 【流通対策】 ○ 鮮度を保持し効率的な集出荷を行うための施設を整備 【販売対策】 ○ 実需者ニーズに対応した安定供給の実現による市場トップシェアの維持・拡大

畜産	<p>◆肉用牛 肉質が高く評価され、ブランド力が向上。新たな技術の活用等で効率的な生産を実現 【信州プレミアム牛肉認定率 40%⇒50%以上】</p> <p>◆養豚 規模拡大が進むとともに特徴ある生産により高付加価値化が実現 【飼養頭数74,000頭を維持】</p>	<p>【生産対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○畜産クラスター事業活用による規模拡大に向けた施設等の整備 ○優良繁殖雌牛を選抜するためのDNA解析の活用促進 ○飼料用米の活用やオレイン酸に着目した銘柄豚の生産 <p>【流通対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○HACCP対応等食肉流通処理施設の高度化への検討を支援 <p>【販売対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○信州プレミアム牛肉のブランド力強化に向けた首都圏での戦略的PRを展開 ○銘柄豚のブランド力強化とPRの展開
林業	<p>◆木材を効率的・安定的に供給し有効利用する体制が整備</p> <p>◆県産材への原料転換が進み、様々な用途での利用が拡大 【素材生産量H26:437千㎡⇒750千㎡】</p>	<p>【生産対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○木材生産コスト低減を図るため高性能機械の導入等 <p>【流通対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「信州の木自給圏構築」のための検討 <p>【販売対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○展示効果やシンボル性が高い公共施設等への県産材の利用を促進

【生産の土台づくり】

基盤	<p>◆農地の大区画化等生産基盤の整備により、意欲ある担い手へ農地が集積・集約 【労働時間の短縮 10a 当たり 56 時間⇒6 割以上短縮】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手への農地集積等を加速化する農地の区画拡大や農業水利施設等の整備 ○中山間地域等において農地中間管理機構を活用した基盤整備に対する県の支援を拡充
担い手	<p>◆担い手が施設整備等を行い生産性の向上等に取組み競争力が強化 【経営規模の拡大等を加速⇒経営コスト10%以上縮減】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○経営規模の拡大等を促進するための機械・施設等の整備 ○中山間地域等で農地中間管理機構を活用した地域の中心的な担い手への農地の集積・集約 ○実践経営者コースをはじめとした農業大学校による経営感覚をそなえた担い手の養成

【流通・販売の強化】

ブランド化	<p>◆県産農畜産物が関西・中京圏はもとより首都圏においてもブランド品として認知</p> <p>◆風さやか、ソルupp、信州プレミアム牛肉などの認知度が向上し販売エリアが拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○JAグループ等と連携し、女性の感性・消費者視点・新たな商材へのマーケットニーズなどを踏まえ、品目ごとにターゲットを絞ったブランド戦略を検討 ○トップセールスの実施やメディアを活用した県内外に向けた県産農畜産物の魅力発信の強化 ○長野県原産地呼称管理制度や地理的表示保護制度の活用により他県との差別化を進め生産者と一体となったPRを展開
輸出	<p>◆長野県産の農産物や加工食品が「長寿世界一NAGANOの食」として海外で定着 【農産物等輸出額 H25:1 億 2 千万円⇒H29:5 億円⇒更なる拡大】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「食のグローバル展開推進員」をマーケティング支援センターに配置し食品輸出のサポート体制を整備 ○海外取引実績が豊富な県内加工食品業者と連携し輸出拡大に向けた取組を展開
地消地産	<p>◆地消地産により県外産から県内産への置換えが進み県産農産物等の流通・消費が拡大</p> <p>◆しあわせ×2(buy)信州運動により県民による県産品の消費が拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ホテル・旅館・飲食店等で使用される食材を信州産に置き換える取組を展開 ○しあわせ×2(buy)信州運動の展開による県産農畜産物や加工食品の消費を拡大 ○実需者の要望を踏まえた商談会等マッチング機会の提供

3 今後の進め方

- 国が措置する対策を補正予算を含め、対応が遅れることなく最大限に活用するとともに、必要な対策は県単独を含め、追加的な施策を検討し的確に実施。
- 国は、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略について、本年秋を目途に政策をつめるとしていることから、農業者等の意見を踏まえ国に要請を実施。

TPP協定の発効について

発効規定

ケース①

全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通知した後60日後

ケース②

①に従って2年以内に全ての原署名国が国内法上の手続を完了しない場合、原署名国のGDPの合計の少なくとも85パーセントを占める少なくとも6か国が寄託者に通知した場合には、本協定は上記2年の期間の経過後60日後

ケース③

①又は②に従って協定が発効しない場合には、原署名国のGDPの合計の少なくとも85パーセントを占める少なくとも6か国が寄託者に通知した日の後60日後

